

規制シート

(別紙1)

180199200510003

平成27年2月26日

規制の名称	認定申請時における「認定区分」の運用について	所管府省	経済産業省
根拠法令等	計量法第121条の2、計量法施行規則第49条の2	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	産業技術環境局 計量行政室 室長 三浦 裕幸
規制目的	本通知は、計量法第121条の2に基づく特定計量証明事業の認定区分につき、計量法施行規則第49条の2で具体的に定めているところ、当該認定区分の明確化をするため、運用上の取り扱いについて示すことを目的としている。		
規制内容の概要	計量法第121条の2に基づく特定計量証明事業の認定区分につき、計量法施行規則第49条の2で具体的に定めているところ、当該認定区分の範囲の明確化を図るものであり、法令上の規制を乗り越えて追加的に規制を課しているものではない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	平成16年3月31日制定 改廃実績無	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	本件は、特定計量証明事業の認定を受けるに当たり、当該認定区分の明確化を行っているものであり、制定当時と現状において、認定区分の状況に変更が生じていないことから引き続き維持する。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

0001

180199200510003

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>認定申請時における「認定区分」の運用について(経済産業省知的基盤課) ※()内は通達発出時点での発信者。組織変更に伴い、現在では経済産業省計量行政室の所管</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>計量法第121条の2 計量法施行規則第49条の2 行政手続法第5条第1項</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>計量法第121条の2に基づく特定計量証明事業の認定区分につき、計量法施行規則第49条の2で具体的に定めているところ、当該認定区分の範囲の明確化を図るものであり、法令上の規制を乗り越えて追加的に規制を課しているものではない。</p>